

吉野川市広告付き窓口番号案内表示システム設置事業  
公募型プロポーザル実施要項

吉野川市（以下「本市」という。）は、市民サービスの向上及び番号表示機の設置等に係る費用の縮減を図ると共に来庁者への行政情報等の提供を行うため、広告付き窓口番号案内表示システム設置事業者を企画提案により募集する。

1. 概要

- (1)吉野川市役所本館1階に、広告付き窓口番号案内表示システムを設置し、行政情報・企業広告等を放映する。
- (2)事業については、広告付き窓口番号案内表示システムを提供する事業者（以下「事業者」という。）が、その他事業の実施に係る一切の費用（機器等の設置・運営・維持及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施にかかる費用、その他全ての費用）については、事業者の負担とし、本市の費用負担がないことを前提とする。
- (3)事業の実施企業広告の広告料は事業者の収入とし、事業を円滑に運用するものとする。

2. 目的

- (1)窓口の利用環境の向上
- (2)窓口及び待合ロビーの混雑緩和、待合時間の快適化
- (3)来庁者への行政情報や地域情報などの各種情報の提供
- (4)番号案内表示機等の設置・運用費用の削減

3. 設置場所

吉野川市役所本館1階市民生活課前

4. 担当部署

吉野川市市民部 市民生活課 総合窓口係  
〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1（本館1階）  
TEL：0883-22-2210 FAX：0883-22-2245  
E-mail：shimin@yoshinogawa.i-tokushima.jp

5. 参加募集

- (1)吉野川市ホームページ（<https://www.yoshinogawa.lg.jp>）において公表する。

(2)市役所及び各支所の掲示板において公告する。

## 6. 選定方法

(1)公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による。

(2)吉野川市役所内に選定委員会を設置し審査を行う。

## 7. 事業実施期間

令和7年12月22日から令和12年12月21日まで（5年間）。ただし、本市と事業者との間で合意した時は、期間を定めて延長することができる。

## 8. 運用

事業者は、定期的に設置機器のメンテナンス（放映状況の確認、清掃等）を実施するとともに、故障、事故、災害時等の対応体制を整え、本市からの問い合わせに対して速やかに対応すること。

## 9. 費用

(1)その他定期保守に係る費用、運用に係る費用（ロール紙等）は事業者の負担とする。

(2)本市の機構改革や災害等のやむを得ない理由により機器等に変更の必要が生じた時の移設に伴う費用は事業者の負担とする。

(3)広告主の募集、広告映像の作成、更新及び運用並びに行政情報映像の作成、更新等に要する費用は、事業者の負担とする。

(4)規定に基づく行政財産使用料及び広告モニターの電気料金（実費相当分）については、事業者の負担とし、本市が指定する期日までに本市へ納入すること。

## 10. 応募者資格

### (1)基本的要件

ア) 自ら広告主の募集及び放映する広告並びに行政情報を制作することができ、事業を円滑に運用できる広告代理店（個人代理店を除く。）であること。

イ) 広告モニター等の設置に伴う作業において、電気工事、モニター等取付工事、工事終了後の維持管理、事業終了時の撤去までの作業がグループ一貫体制であること。

ウ) 企画提案書の内容が、仕様書に合致していること。

エ) 本市と円滑な運用ができるよう、概ね2時間程度以内で設置場所に到着が可能であり、且つ障害が起こった際には代替措置を含む十分なサポートが可能な広告代理店であること。

- オ) 故障、事故、災害等、緊急時の対応として24時間365日対応可能なコールセンター等を設けていること。
- カ) 地方公共団体において、広告付き窓口番号案内表示システム設置事業に類似した実績を200件以上有していること。
- キ) 放映する広告については、吉野川市有料広告掲載取扱要綱を遵守するものとする。
- ク) 放映する広告について事業者にて広告内容を審査できる体制が整えられ、外部機構等から広告内容を審査した証として、広告掲載基準および審査合格証の提出ができること。

## 11. 資格制限

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできない。

- ア) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者。
- イ) 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）を滞納している者。
- ウ) 吉野川市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税を滞納している者。
- エ) 会社更生法又は民事再生法による更生又は再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- オ) 本市入札参加資格がない者。ただし、14.提出書類のうち、本市の競争入札参加資格を有していないものであつても、吉野川市物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第3条に規定する書類を参加表明書に添付し、参加することができる。
- カ) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者。

## 12. 参加表明書の提出

参加表明書の提出により、「10.応募者資格」「11.資格制限」を満たすことを宣誓したものとみなす。

- (1)提出部数 様式1に必要事項を記入の上、1部提出する。
- (2)提出場所 「4.担当部署」に同じ。
- (3)提出期限 令和7年8月13日（水）午後5時まで。
- (4)提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限り、提出期限日必着とする。）

## 13. 提出書類

- ①提案書 様式2
- ②企画提案書（「15. 企画提案書の記載事項」による。）

- ③会社概要 様式3
  - ④業務実績 様式4
  - ⑤システム設置、保守含む業務体制 (任意様式)
  - ⑥法人の登記簿謄本(現在事項証明書で可) ※3か月以内に発行されたもの。写しで可。
  - ⑦事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 ※直近の事業年度分
  - ⑧国税の納税証明書 ※3か月以内に発行されたもの。写しで可。
  - ⑨主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村民税の納税証明書(未納がないことを証するもの) ※3か月以内に発行されたもの。写しで可。
  - ⑩地方公共団体において、広告付き窓口案内表示システム設置事業に類似した事業実績(書式は自由)
  - ⑪会社の概要がわかるパンフレット類
  - ⑫外部機構等のパンフレット及び広告掲載基準
- ※②は9部、その他は各1部提出とする。

14. 企画提案書の記載事項(書式は自由とするが、用紙サイズはA4サイズとする。)

提案書に記載する主な記載事項は次のとおりとする。

- ①システム機器等の仕様
- ②設置するモニター機器等の仕様
- ③映像の制作・放映方法・構成
- ④広告内容の審査体制
- ⑤その他、提案の独創性など
- ⑥事業者の業種
- ⑦類似した事業の実績
- ⑧機器の設置、故障、問い合わせ等への対応体制
- ⑨本市に納入する広告料

その他

- ①提出後の企画提案等の内容の修正、変更等は認めない。また、応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ②別添「仕様書」に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度協議すること。
- ③設置場所の調査を行う場合は、事前に連絡の上許可を得ること。
- ④提出された書類は返却しないものとする。

## 15. 企画提案書等の提出期限

- (1)提出場所 「4.担当部署」に同じ。
- (2)提出期限 令和7年8月27日（水）午後5時まで。
- (3)提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限り、提出期限日必着とする。）

## 16. プロポーザルの日程（予定）

公募開始 参加表明書受付開始 企画提案書等受付開始 質問書受付開始	令和7年8月6日（水）
参加表明書提出期限 質問受付期限	令和7年8月13日（水）
質問回答期限	令和7年8月19日（火）
企画提案書等の提出期限	令和7年8月27日（水）
プレゼン又はヒアリング	令和7年9月2日（火）
選定結果通知	令和7年9月9日（火）
契約	令和7年9月中旬頃

※各期日は目安であり、状況によってスケジュールが変更となる場合あり。

### (1)質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

#### ア) 質問書の受付期限

令和7年8月13日（水）午後5時まで。

#### イ) 質問書の受付方法

吉野川市役所市民生活課に、E-mail により質問書を添付し、送信すること。

E-mail : [shimin@yoshinogawa.i-tokushima.jp](mailto:shimin@yoshinogawa.i-tokushima.jp)

#### ウ) 質問書に対する回答方法

回答書は、令和7年8月19日（火）までに質問者及び回答日において応募申込書を提出している者全てに対し、E-mail により回答。

#### エ) 注意事項

質問書の回答は、原則電話・口頭等による質問には応じない。なお、質問の回答書の内容は、本実施要領の追加又は修正とみなすことができる。

## 17.審査方法

### ①審査方針

提出期間内に提出された書類の内容を審査し、次の要領で選定する。

本市が設置する選定委員会において、各委員が提出された応募書類について、

②の選定基準に基づく評価を行い、各委員の得点を合計し、総得点が最も高い提案を選定する。

同点の場合はくじとし、また、参加申し込みが1社となった場合でも上記審査方式による審査を行い、②の審査基準の点数が半分以上且つ70点を下回らない点数であれば設置候補者と決定する。

### ②審査基準

審査の項目及び配点（100点満点／委員）は次のとおりとする。

ア) 同種業務の実績	20点
イ) 企画提案内容	30点
ウ) 実施方針	20点
エ) 行政情報等広告事業	20点
オ) 全体的な評価	10点

## 18.提案の無効

プロポーザルに参加した者が、次に掲げるいずれかに該当したときは、失格又は審査の対象より除外とする。

(1)提出物に虚偽の記載があるとき。

(2)審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

(3)その他、本要項に違反すると認められた場合。